



令和6年度 大津市立葛川小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、葛川小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、本校では、教育目標に『豊かな自然と強い絆のあるふるさとで、心豊かに学び 未来の創り手となるたくましい子どもの育成』を掲げ、「か 考える子 が がんばる子 や やさしい子 け 元気な子」を目指し、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

| |
|-----------------------------------|
| 1 いじめ問題に関する基本的な考え方 ······ |
| (1) いじめの未然防止 |
| (2) いじめの早期発見 |
| (3) いじめへの対処 |
| 2 「いじめ対策委員会」の設置 ······ |
| (1) 役割 |
| (2) 構成員 |
| (3) 関係する校内委員会等との連携 |
| (4) いじめ事案対応フロー図 |
| 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ······ |
| (1) 基本方針、年間計画の見直し |
| (2) 基本方針、年間計画の公開・説明 |
| 4 いじめ防止等に向けた年間計画 ······ |
| 5 その他（資料等） ······ |

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童（生徒）が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童（生徒）が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

こうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。については、上記のことに関して、本校では、以下のよう取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

| No. | 行動計画の具体的な取組 | 取組目標 |
|-----|----------------------------|---|
| 34 | いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進 | ・児童の主体性を育むために、年間を通じて児童会活動を活性化します。また、児童会と中学校生徒会との共同企画の質を高めます。（運動会、紅葉祭、KTふれあいの輪）いじめ防止啓発月間には3つの委員会ごとにいじめをなくすための活動を計画し取り組みます。 |

| | | |
|----|----------------------------|---|
| 35 | 学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定 | ・子どもたちが自分を振り返り、目標を持って生活できるようにします。学期ごとに、生活を振り返る作文を書いて全校に発表します。 |
|----|----------------------------|---|

② 子どもに対する教育・啓発

| No. | 行動計画の具体的な取組 | 取組目標 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 36 | いじめが許されないと理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進 | ・いじめとは何か、なぜいけないのか、学校生活全体を通して子ども自身が気づき理解し行動に移せるよう常に励まし続けます。 |
| 37 | インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施 | ・外部講師の先生を招いて、全校での情報モラル学習を実施し、スマートフォン、ゲーム機等の使い方のルールを考えさせ、それらを用いたいじめを許さない態度を育てていきます。 |
| 38 | 相談することの大切さに関する啓発 | ・スクールカウンセラーから学ぶソーシャルスキルの学習を計画します。地域の達人から学ぶ活動を充実させ、様々な指導者から学ぶ機会を計画します。様々な大人が親身に関わることで、1人ではないよとのメッセージを伝えます。 |
| 39 | 子どもの心を豊かにする道徳教育の推進 | ・道徳の重点総合単元を組み、全学年で命の尊さに関する授業（公開）を実施します。 |
| 40 | 自他ともに認め合う人権教育の推進 | ・極少人数学級の本校の実情の中で、小中合同行事の取り組みを増やし、社会性の育成に努めるとともにどの子ども大切にされる環境を整えます。12月の人権週間には「人権とは」を学年に応じて考え自分も他人も大切にできる態度を育んでいきます。 |
| 41 | 分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進 | ・「わからない子」が安心して「わからない」「教えて」と話せたり、ばかにされたりしない支持的集団を育成するために、「学び合い」の授業を通して、すべての子どもの「学び」を保障する取組をします。 |
| 42 | 思いやりの心を育てる異年齢交流の推進 | ・学年、児童会が中心となって、全校遊びを企画し実施します。学年を越えて異年齢の仲間とコミュニケーションをとることにより、お互いを思いやる心を育てる教育を実施します。 |

③ 教員に対する研修・支援

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|---|--|
| 43 | 学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知 | ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を公表したり、学校便りや教育相談便りを発行したりするなど、保護者、地域に対しても周知を図ります。 |
| 44 | 保護者・地域に向けた子どもも支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ | ・芽球懇談会や学校公開日を設けたり、学校便りや教育相談便りを発行したりするなど、保護者、地域に対して相談しやすい関係づくりに努めます。 |
| 45 | いじめ対策に関する校内研修の実施 | ・講師を招いていじめ問題に関わる校内研修会を中学校と合同で実施します。 ・教員によるストレスマネージメント研修を実施します。 |
| 46 | いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実 | ・担任と担任外の教職員との連携を密に取ります。また、いじめ事案に対して全教職員で情報共有をして対処します。 |

④ その他（学校独自の取組）

| 取組目標 |
|--|
| ・朝学習等の時間を使い、教師や児童会及び生徒会の図書委員会による全校児童への本の読み聞かせや、ブックトークを通して、子どもの豊かな感受性を育てます。 |

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。No. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童（生徒）の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童（生徒）の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

また、児童（生徒）または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学

校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童（生徒）または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|-----------------------------|--|
| 47 | いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施 | ・学期に1回「児童生活アンケート」を実施します。いじめに関する項目値を設けることで、早期発見につなげます。「児童生活アンケート」の内、年1回は、いじめに特化したアンケートを計画します。 |
| 48 | いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施 | ・アンケート結果を受けて「ふれあい週間」を設け、さらにその後、「教育相談週間」を設けます。教師と児童が面談し、必要に応じてスクールカウンセラーに繋ぎます。 |
| 49 | 教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施 | ・登校指導・あいさつ指導、休み時間・掃除の時間、給食指導の時間に教職員が一緒に活動することを通して児童を観察します。 |
| 50 | 日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施 | ・電話連絡、懇談会、参観や公開日、PTA活動時や学校運営協議会等の場で子どもの様子や状況の共有に努めます。 |

② いじめに関する情報共有

| No. | 行動計画の具体的取組 | 取組目標 |
|-----|--|---|
| 51 | 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有 | ・職員が気づきや情報を1人で抱えることなく、掴んだ段階で報告し対策委員会の方針に沿って行動するよう周知します。 |
| 52 | いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報 | ・把握した情報や概要は対策委員会を通し翌課業日中に速やかに報告します。 |

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 53 | 保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進 | ・保幼少連絡会・小中連絡会で情報を引き継ぎます。小中で合同の職員会議を持ち、児童・生徒の情報の共有を図ります。 |
|----|-----------------------|---|

③ その他（学校独自の取組）

| 取組目標 |
|---------------------------------------|
| ・全校遊びでのチーム分けなどを通して、児童の人間関係の実態把握を図ります。 |
| ・児童の話を十分に聞き、その児童の持つ特性や背景にも目を向けて指導します。 |

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童（生徒）を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童（生徒）を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童（生徒）の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童（生徒）や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童（生徒）や相談のあった児童（生徒）の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

| No. | 行動計画の具体的な取組 | 取組目標 |
|-----|--|--|
| 54 | 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応 | ・いじめの疑いが見られたら「いじめ対策委員会」を開催、事実関係の把握、関係保護者への連絡など迅速に対処します。 |
| 55 | いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等） | ・嫌な思いをしている子へ寄り添って対応します。また「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示します。 |
| 56 | インターネット上のいじめへの対応 | ・メッセージ、画像、映像の削除等、保護者と連携して迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等専門的な期間と連携します。 |
| 57 | 重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施 | ・重大ないじめ事案に対しては、アンケートや聞き取り調査を実施して事実把握を図ります。 |
| 58 | いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存 | ・アンケートを含めいじめ事案に関する文書については、公文書として適切な管理と保存を徹底します。 |
| 59 | いじめ事案が生じたときの保護者との連携 | ・保護者に対して学校の指導方針を伝えたり情報を共有したりして、家庭と学校が連携して子どもへの対応をすすめます。 |

② その他（学校独自の取組）

| 取組目標 |
|---|
| ・児童会、生活委員会を中心として、仲間や人権を大切にするイベントに全校で取り組みます。 |

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信や
いじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行
う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速
な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）
に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、
その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

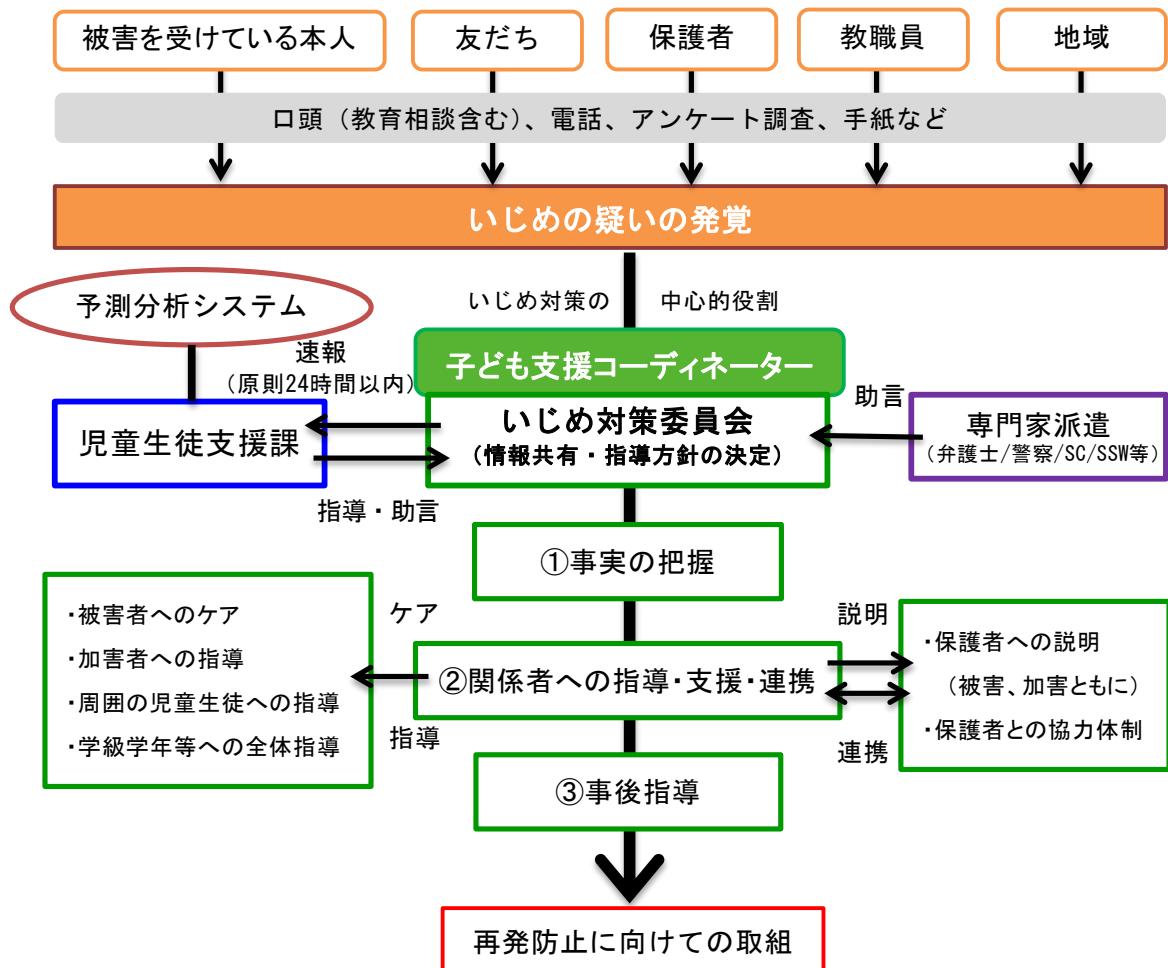
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本

方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

| 月 | 活動内容・取組 | 備考 |
|----|--|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中合同職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) ・小中合同校内研究会 (①) ・個別懇談会 (②) ・学校運営協議会 (④) 学習参観 (④) ・給食中の小中合同誕生日お祝い会 (①) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 ・1年生を迎える会 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・サツマイモ苗植え (①) ・小中合同校内研究会 (①) ・学校運営協議会 (④) ・小中合同職員会議 (①・②・③) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 ・児童会を中心とした取組の実施 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発月間 (①・④) ・児童生活アンケート (①・②・③) ・教育相談週間 (②・③) ・特別支援部会・情報交換会 (①) ・小中合同職員会議 (①・②・③) ・学校公開 (④) ・学校林活動 (④) ・学校運営協議会（拡大いじめ対策委員会）①・②・③・④) ・小中合同校内研究会 (①) ・地域清掃 (④) | <ul style="list-style-type: none"> ・朗読会 ・校長講話 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・合同あいさつ運動 (①④) ・学級懇談会 (④) ・学校運営協議会 (④) ・小中合同職員会議 (①・②・③) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導（いじめ）研修会 (①・②・③・④) ・人権・児童虐待対応研修会 (①・②・③・④) ・小中合同校内研究会 (①) ・小中合同職員会議 (①・②・③・④) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル研修 ・「子どもの見方や捉え方」「ソーシャルスキル・トレーニング」に関連した研修 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中合同職員会議 (①・②・③) ・小中合同校内研究会 (①) ・運動会 (①) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 ・運動会関連での児童会の取組 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発月間 (①・④) ・学校運営協議会 (④) ・紅葉祭 (①・②・③・④) ・学校林活動 (④) ・保育園交流 (①) ・サツマイモ収穫 (①) ・個別懇談会 (①・②・③・④) ・小中合同職員会議 (①・②・③) ・児童生活アンケート (①・②・③・④) ・小中合同校内研究会 (①) ・地域清掃 (④) | <ul style="list-style-type: none"> ・紅葉祭での児童会 ・生徒会の取組 ・校長講話 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・合同あいさつ運動 (①・④) ・小中合同職員会議 (①・②・③) ・教育相談週間 (②・③) ・小中合同校内研究会 (①) ・学校運営協議会 (④) ・焼き芋会 (①) ・学校保健委員会 (①②③④) ・道徳授業一斉公開 (①) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 ・児童会を中心とした取組の実施 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取り組み (①・④) ・小中合同職員会議 (①・②・③) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・KTふれあいの輪 (①・④) ・小中合同職員会議 (①・②・③) ・児童生活アンケート (①・②・③・④) ・合同体育 (①) ・部活体験 (①) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長講話 |
| 2 | ・小中合同校内研究会 (①) | ・校長講話 |

| | | |
|--------|---|-----------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・小中合同職員会議 (①・②・③) ・学校運営協議会（拡大いじめ対策委員会） (①・②・③・④) ・体験入学（保小・小中連携） (①④) ・学級懇談会 (①・②・③)・(④) | ・児童会を中心とした取組の実施 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 (①) ・小中連絡会 (①・②・③) ・保幼小連絡会 (①・②・③) | ・校長講話 |
| 年間を通じて | <ul style="list-style-type: none"> ・登下校指導・あいさつ指導 (①・②) ・いじめ対策委員会 (①・②・③) ・朝の読書・読み聞かせ (①) ・児童会の取組 (①) ・ランチルームでの全校給食 (①) | |

※いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関するこ…④